



2017年6月28日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 山 本 良 一  
(コード 3086 東証、名証第一部)  
問合せ先責任者 執行役 経営戦略統括部  
コーポレートガバナンス推進部長 牧 田 隆 行  
(TEL 03 - 6895 - 0178 )

### 役員向け株式対価報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、下記のとおり、当社及び当社の主要子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店の役員を対象に、新たなインセンティブプランとして信託を活用した役員向け株式対価報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本適時開示資料においては、株式会社大丸松坂屋百貨店を「対象子会社」と、当社と対象子会社とを総称して「対象会社」と、当社の取締役及び執行役並びに対象子会社の取締役及び執行役員を総称して「役員」というものとします。

#### 記

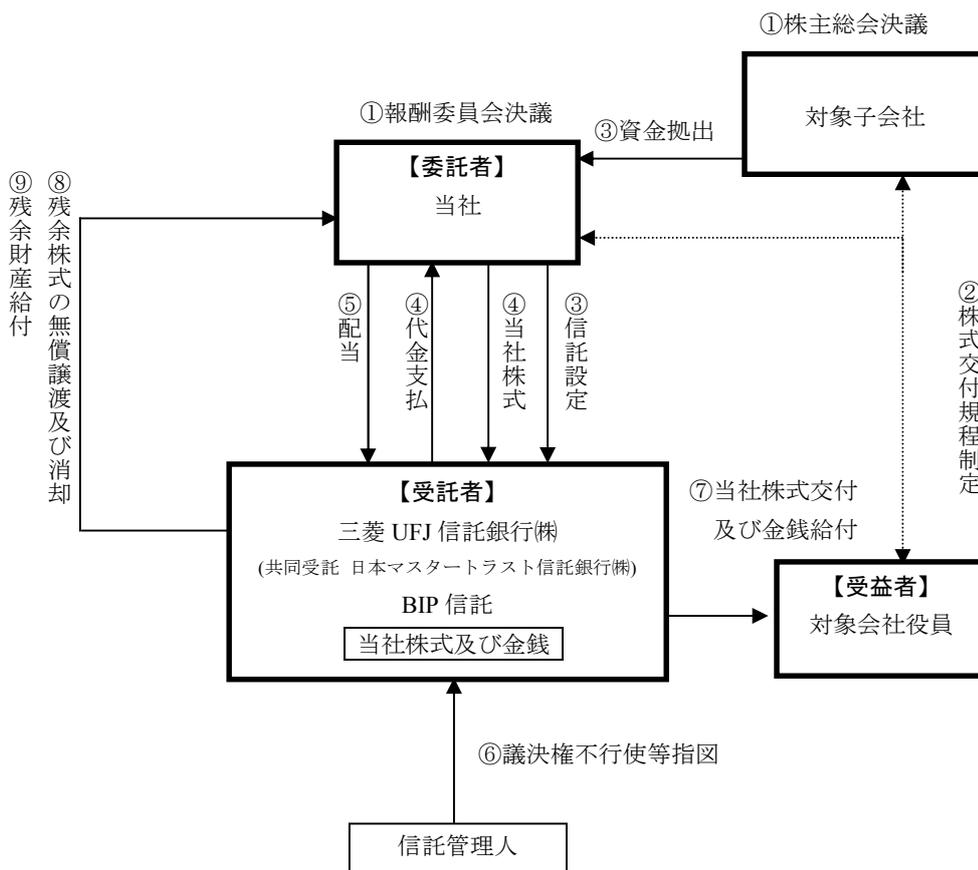
#### 1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、2017年4月10日に公表した「役員向け株式対価報酬制度の導入を含む新たな役員報酬ポリシーの策定（内定）に関するお知らせ」のとおり、2017～2021年度グループ中期経営計画の初年度に際し、新たなグループビジョンの実現に向けた中期経営計画の着実な遂行及び推進をはかるため、コーポレートガバナンス体制強化の一環である指名委員会等設置会社への移行を機に、「役員報酬ポリシー」を策定いたしました。本制度は、当該ポリシーに従い、役員向けに株式対価報酬制度を導入するためのものです。
- (2) 本制度では次の2つの信託を設定いたします。
  - ① 当社の執行役並びに対象子会社の取締役及び執行役員（以下総称して「執行役等」といいます。）に対し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、当社株式を交付するもの。
  - ② 当社の非執行の取締役（社外取締役のほか、取締役会議長、監査委員その他の非執行の社内取締役をいい、以下「非執行取締役」といいます。）が、当社の攻め・守りのガバナンス強化のため、ステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わることを目的に、業績には連動しない方法で当社株式を交付するもの。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式

報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式を役員に交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）する制度です。

- (4) 本制度の導入については、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会において本日決議しております。なお、報酬委員会では、業績目標の妥当性やその達成状況等について公正に評価することとしており、役員報酬制度に係る決定プロセス及び結果の透明性・客観性を確保しています。

## 2. BIP信託の仕組み



- ① 当社は、報酬委員会において本制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。対象子会社は、株主総会において、本制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会又は取締役会において役員報酬に係る「株式交付規程」を制定します。
- ③ 対象子会社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、①の報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、対象子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の役員を受益者として、
  - ・ 対象期間（下記4.（1）に定めます。）の終了時に当社の業績達成度に応じて株式交付を行う信託（以下「信託Ⅰ」といいます。）及び
  - ・ それぞれの退任時に業績には連動させず株式交付を行う信託（以下「信託Ⅱ」といいます。）

を設定します。

- ④ 信託Ⅰ及び信託Ⅱ（以下「本信託」といいます。）の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社から取得します（信託設定時）。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者に対しては、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイントが付与されます。また、受益者は、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受けます（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することがあります。）。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、(i)信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用し、又は(ii)本信託を継続利用しないときには、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び対象会社の役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

### 3. 本制度の内容

本制度は、当社グループの中期経営計画の期間に対応した2018年2月28日に終了する事業年度から2022年2月28日に終了する事業年度までの5事業年度の期間を対象として、役員や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式（一定の場合には当社株式の換価処分金相当額の金銭。以下「当社株式等」といいます。）を交付（金銭の場合は給付。以下「交付等」といいます。）するインセンティブプランです。

なお、本制度では、執行役等に対し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、毎年及び対象期間の終了時に株式交付を行う信託Ⅰと、非執行取締役に対し、当社の攻め・守りのガバナンスを強化するため、ステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わることを目的として退任時に株式交付を行う信託Ⅱの2種類の信託を設定します。

### 4. 信託Ⅰ

#### (1) 対象期間及び報酬額の上限

各対象会社は、当社グループの中期経営計画の期間に対応した2018年2月28日に終了する事業年度から2022年2月28日に終了する事業年度までの5事業年度の期間（以下「対象期間」といいます。）中に、それぞれ次の上限の金銭を執行役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす執行役等を受益者とする信託期間5年間の信託Ⅰを設定します。信託Ⅰに拠出する信託金の金額は、基本報酬及び賞与とのバランス並びに信託Ⅰにおける業績連動幅を考慮の上、信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

また、信託期間中、信託Ⅰにより執行役等に交付される当社株式（その換価処分金相当額の金銭の給付が行われる当社株式を含みます。）は、各対象会社ごとに定める上限金額を信託Ⅰの株式平均取得単価により除して得られる数（小数点以下切捨て）を

上限とします。

なお、下記（８）のとおり、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託Ⅰを継続することがあります。

① 当社

信託Ⅰに拠出する信託金の上限金額：１６．５億円（※１）

② 対象子会社

信託Ⅰに拠出する信託金の上限金額：１９．５億円（※１）

（２）信託Ⅰの対象者（受益者要件）

各対象会社の執行役等は、次の受益者要件を充足していることを条件に、信託Ⅰから各ポイント数（下記（３）に定めます。）に応じた数の当社株式等の交付等を受けません。

① 対象期間中に対象会社の執行役等であること

② 一定の非違行為があった者でないこと

③ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

（３）受益者に交付等が行われる当社株式等

信託Ⅰより受益者に対して交付等が行われる当社株式等は、単年度業績に伴って付与されるポイント（以下「短期ＰＳポイント」といいます。）及び中期経営計画の達成度に応じて付与されるポイント（以下「中長期ＰＳポイント」といいます。）により定まります。

① 短期ＰＳポイント

短期ＰＳポイントは、対象期間中、毎年の役位に基づき定められる基準ポイントを各事業年度の業績に応じた業績連動係数を乗じることにより算定され、毎年６月頃に、短期ＰＳポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。１ポイントは、当社株式１株とします。（※２）

短期ＰＳポイントの業績連動係数は、毎年４月に公表する当社の決算短信に記載される期初に掲げる予想値（ＩＦＲＳベース）に対する達成度について、連結営業利益を５０％、基本的１株当たり当期利益を５０％のウェイトで評価するものとします。業績達成率に応じた報酬の変動幅は０％～２００％とします。

ただし、２０１７年度の基本的１株当たり当期利益の予想値は、下記〔中期経営計画期間の目標値等〕に記載のとおりとします。

② 中長期ＰＳポイント

中長期ＰＳポイントは、対象期間中、毎年の役位に基づき定められた基準ポイントが付与され、対象期間の終了後に、基準ポイントの累積値を当該対象期間の業績に応じた業績連動係数を乗じることにより算定され、２０２２年６月頃に、中長期ＰＳポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。１ポイントは、当社株式１株とします。（※２）

中長期ＰＳポイントの業績連動係数は、中期経営計画において数値目標（ＩＦＲＳベース）を掲げる連結営業利益を５０％、基本的１株当たり当期利益（中期経営計画期間の目標値は、下記〔中期経営計画期間の目標値等〕に記載のとおりです。）を５０％のウェイトで評価するものとし、フリーキャッシュ・フロー、ＲＯＥの目標が未達だった場合には減額を行うものとします。業績達成率に応じた報酬の変動幅は０％～２００％とします。

[業績連動の内容]

KPI		短期	中長期	利用方法
収益性	① 連結営業利益	○	○	目標値（絶対値）に対する達成率で評価 評価ウエイトは各指標50%ずつ
	② 基本的1株当たり当期利益	○	○	
	③ フリーキャッシュ・フロー	-	○	目標未達成の場合、株式報酬の額を50%減額  (1つ未達成であれば25%減額)
効率性	④ ROE	-	○	

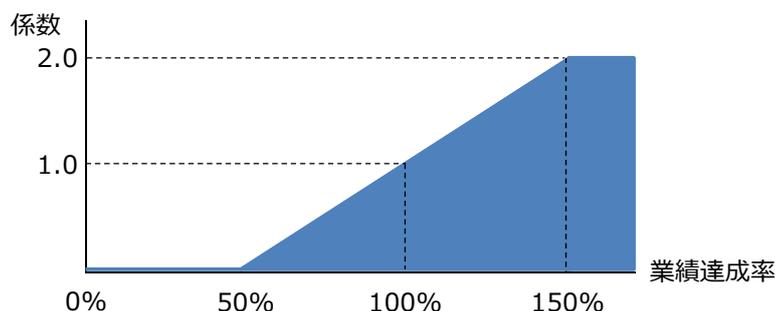
(注) K P I (Key Performance Indicator) : 重要業績指標

(注) 短期の目標値は、毎年4月に決算短信で公表する当該事業年度の予想値（I F R S ベース）を用います。

[業績連動係数の計算方法]

業績達成率	業績連動係数
150%以上	2.0
50%以上150%未満	(実績値÷目標値-0.5) × 2
50%未満	0

[業績連動係数の変動イメージ]



(注) 業績達成率が 50%未満の場合、業績連動係数は 0 (0%) とし、業績達成率が 150%以上の場合、業績連動係数は 2.0 (200%) とします。

[中期経営計画期間の目標値等]

利用する重要業績指標 (K P I)		短期 P S (2017 年度)	中長期 P S
収 益 性	連結営業利益	4 4 5 億円	5 6 0 億円
	基本的1株当たり当期利益	1 0 1 . 3 2 円	1 4 1 . 4 7 円
	フリーキャッシュ・フロー	—	実績 > 0
効 率 性	ROE	—	8 % 以上

(4) 当社株式等の交付等の方法及び時期

① 短期 P S ポイント

受益者要件を充足した執行役等は、各事業年度の末日の直後の6月頃に、短期 P S ポイントに対応する当社株式等について交付等を受けます。(※3)(※4)

② 中長期 P S ポイント

受益者要件を充足した執行役等は、2022年6月頃に、中長期P Sポイント数に対応する当社株式等について交付等を受けます。(※3)(※4)

(5) 信託Ⅰによる当社株式の取得方法

信託Ⅰによる当社株式の取得は、上記(1)の各対象会社のそれぞれの株式取得資金の上限の範囲内で、当社から取得します(信託設定時)。

(6) 信託Ⅰ内の当社株式に関する議決権行使

信託Ⅰ内にある当社株式(上記(3)により各対象会社の執行役等に交付される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(7) 信託Ⅰ内の当社株式に係る配当の取扱い

信託Ⅰ内の当社株式に係る配当は、信託Ⅰが受領し、信託Ⅰの信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、信託Ⅰの終了時に残余が生じる場合には、対象会社及び執行役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。また、信託Ⅰを継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(8) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、対象期間終了後に開催される当社の報酬委員会等において、本制度の継続に関する議案が付議され承認されたときは、当該報酬委員会等で承認を得た範囲内で、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより信託Ⅰを継続することがあります。信託期間満了により信託Ⅰを終了させる場合には、株主還元策として、信託Ⅰから当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

## 5. 信託Ⅱ

(1) 対象期間及び報酬額の上限

当社は、対象期間中に、それぞれ次の上限の金銭を非執行取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす非執行取締役を受益者とする信託期間5年間の信託Ⅱを設定します。なお、信託Ⅱに拠出する信託金の金額は、基本報酬とのバランスを考慮の上、信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

また、信託期間中、信託Ⅱにより非執行取締役に交付される当社株式(その換価処分金相当額の金銭の給付が行われる当社株式を含みます)は、当社の定める上限金額を信託Ⅱの株式平均取得単価により除して得られる数(小数点以下切捨て)を上限とします。

なお、下記(8)のとおり、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託Ⅱを継続することがあります。また、信託Ⅱを継続しない場合でも、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある非執行取締役が存在している場合には、当該非執行取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、信託Ⅱの信託期間を延長させることがあります。

① 当社

信託に拠出する信託金の上限金額：4億円(※1)

(2) 信託Ⅱの対象者(受益者要件)

当社の非執行取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、信託Ⅱからポイント数(下記(3)に定めます)に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

① 対象期間中に当社の非執行取締役であること

② 当社の非執行取締役を退任していること

- ③ 一定の非違行為があった者でないこと
  - ④ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること
- (3) 受益者に交付等が行われる当社株式等  
信託Ⅱより受益者に対して交付等が行われる当社株式等は、役位（職位）に応じて付与されるポイント（以下「RSポイント」といいます。）により定まります。  
対象期間中、毎年、RSポイントが付与され、非執行取締役の退任時に、累計されたRSポイント数（以下「累計RSポイント数」といいます。）に応じた当社株式等の交付等が行われます。1ポイントは、当社株式1株とします。（※2）
- (4) 当社株式等の交付等の方法及び時期  
受益者要件を充足した非執行取締役は、当該非執行取締役の退任時に、累計RSポイント数に対応する当社株式等について交付等を受けます。（※3）（※4）
- (5) 信託Ⅱによる当社株式の取得方法  
信託Ⅱによる当社株式の取得は、上記（1）の当社の株式取得資金の上限の範囲内で、当社から取得します（信託設定時）。
- (6) 信託Ⅱ内の当社株式に関する議決権行使  
信託Ⅱ内にある当社株式（上記（3）により非執行取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。
- (7) 信託Ⅱ内の当社株式に係る配当の取扱い  
信託Ⅱ内の当社株式に係る配当は、信託Ⅱが受領し、信託Ⅱの信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、信託Ⅱの終了時に残余が生じる場合には、当社及び非執行取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。また、信託Ⅱを継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。
- (8) 信託期間終了時の取扱い  
対象となる非執行取締役の減少等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、対象期間終了後に開催される予定の当社の報酬委員会等において、本制度の継続に関する議案が付議され承認されたときは、当該報酬委員会等で承認を得た範囲内で、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより信託Ⅱを継続することがあります。  
信託期間満了により信託Ⅱを終了させる場合には、株主還元策として、信託Ⅱから当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。
- (※1) 信託期間内の本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合算金額となります。
- (※2) 本信託に属する当社株式数が、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等により増加又は減少した場合、交付等が行われる1ポイント当たり当社株式数を見直します。
- (※3) 役員が2017年7月以降に海外赴任することとなった場合は、赴任時まで付与された各ポイント数に応じた数の当社株式等について、赴任決定後速やかに本信託から交付等を受けます。
- (※4) 役員が2017年7月以降に死亡により退任した場合又は退任後に死亡した場合は、在任中に付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、死亡後速やかに制度対象者の相続人が本信託から交付等を受けます。

以 上

(ご参考)

### 【信託契約の内容】

	「信託Ⅰ」	「信託Ⅱ」
① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
② 信託の目的	当社執行役並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対するインセンティブの付与	当社非執行取締役がステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わるため
③ 委託者	当社	
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
⑤ 受益者	当社執行役並びに当社子会社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を充足する者	当社非執行取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦ 信託契約日	2017年7月14日	
⑧ 信託の期間	2017年7月14日～2022年8月末（予定）	
⑨ 制度開始日	2017年7月14日	
⑩ 議決権行使	行使しない	
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑫ 取得株式の総額	3,564,841,800円	383,970,600円
⑬ 株式の取得時期	2017年7月24日	
⑭ 株式の取得方法 (信託設定時)	第三者割当による当社株式の取得（第三者割当の方法による新株式発行）	
⑮ 帰属権利者	当社	
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

### 【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。